

石川郎女伝承像について：氏女・命婦の歌物語

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1975-01-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1692

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



石川郎女伝承像について

— 氏女・命婦の歌物語 —

川 上 富 吉

—

万葉集における相聞歌の主要な担い手——作者・伝誦者

・享受者——として、宮廷の女官たちの存在を無視するわけにはいかないことは周知の事実ですが、その女官（宮女）^{おんな}を具体的に——階層別に——委細に検討してみる必要を感じるのです。そこで私はかつて、「采女」の役割について言及した^{注1}ことがありましたが、今回は「氏女」・「命婦」について検討してみようと思うのです。

記紀に収められた物語それぞれは、もともとはそれぞれの氏々に伝承され、儀式的集会の際などにおいて語られつ

づけてきたものであろうと推定されるのですが、それらにまつわる恋の歌謡もまた朗誦されて氏人たちの心にさまざまな感動を与えたようであります。そして、それらの氏の女性（氏女）が朝廷——後宮社会——に出仕するとともに、それらの物語も歌謡もともに後宮に入り、後宮の女性たちの心をとらえていったであらうと想像することが可能です。記紀の恋物語がそうであったように、万葉の恋物語にもいくつかの類同的なくりかえしを認めることができるのですが、その一つの典型を石川氏の氏女である「石川郎女」の伝承像について検証してみることにはしましょう。

万葉集に登場する石川郎女は次のごとくであります。

① 久米禅師、石川郎女を媁ふ時の歌五首

み薦刈る信濃の真弓わが引かば貴人さびていなと言はむかも
禅師(卷二、九六)

言はなくに
郎女(同、九七)

梓弓引かばまにまに依らめども後の心を知りかてぬかも
郎女(同、九八)

梓弓弦緒取りはけ引く人は後の心を知る人そ引く
禅師(同、九九)

東人の荷前の篋の荷の緒にも妹は心に乗りにけるかも
禅師(同、一〇〇)

② 大津皇子、石川女郎に贈る御歌一首

あしひきの山のしづくに妹待つとわれ立ち濡れぬ山のしづくに
(卷二、一〇七)

石川郎女、和へ奉る歌一首

石川郎女伝承像について

吾を待つと君が濡れけむあしひきの山のしづくに成らましものを
(同、一〇八)

③ 大津皇子、竊かに石川女郎に媁ふ時、津守連通その事を占へ露はすに、皇子の作りましし御歌一首未だ詳らかならず

大船の津守の占に告らむとはまさしに知りてわが二人宿し
(卷二、一〇九)

日並皇子尊、石川女郎に贈り賜ふ御歌一首 女郎、字を大名児といふ
大名児を彼方野辺に刈る草の束の間もわれ忘れめや
(卷二、一一〇)

石川女郎、大伴宿禰田主に贈る歌一首 即ち佐保大納言大伴卿の第二子、母を巨勢朝臣といふ
遊土とわれは聞けるを屋戸貸さずわれを還せりおその風流士
(卷二、一二六)

大伴田主、字を仲郎といふ。容姿佳艶にして風流秀絶なり。見る人聞く者歎息せざることなし。時に石川女郎といふもの有り。自ら雙栖の感を成して、恒

⑦ 大津皇子の宮の侍石川女郎、大伴宿禰宿奈磨に

贈る歌一首

女郎、字を山田の郎女といふ、宿奈磨
宿禰は大納言兼大將軍卿の第三子そ

古りにし姫にしてやかくばかり恋に沈まむ手童の如

一に云ふ、恋をだに忍びかねてむ手童の如

(卷二、二二九)

⑧ 石川女郎の歌一首 即ち、佐保大伴の大家そ

春日野の山辺の道を恐なく通ひし君が見えぬころかも

(卷四、五一八)

⑨ 七年乙亥、大伴坂上郎女、尼理願が死去れるを

悲しび嘆きて作る歌一首 并に短歌

柁繩の 新羅の国ゆ 人言を よしと聞きして 問ひ放

くる 親族兄弟 無き国に 渡り来まして 大君の

敷きます国に うち日さす 京しみみに 里家は 多

にあれども いかさまに 思ひけめかも つれもなき

佐保の山辺に 泣く児なす 慕ひ来まして 布細の

宅をも造り あらたまの 年の緒長く 住まひつつ

座ししものを 生ける者 死ぬとふことに 免かれぬ

ものにしあれば 憑めりし 人のことごと 草枕旅

に独守の難きを悲しぶ。意に書を寄せむと欲ひて未

だ良信に逢はず。ここに方便を作して賤しき姫に似

せて己れ垢子を掲げて寝の側に到りて啜音躡足し

て戸を叩き諮ひて曰はく、東隣の貧女將に火を取ら

むとして来れりといへり。ここに仲郎暗き裏に冒隠

の形を識らす。慮外に拘接の計りごとに堪へず。

念ひのまにまに火を取り、路に就きて帰り去りぬ。

明けて後、女郎すでに自媒の愧づべきを恥ぢ、また

心の契の果さざるを恨む。因りてこの歌を作りて諱

戲を贈る。

大伴宿禰田主、報へ贈る歌一首

遊士にわれはありけり屋戸貸さず還ししわれそ風流士

にはある (同、二二七)

⑥ 同じ石川女郎、さらに大伴田主中郎に贈る歌一首

わが聞きし耳に好く似る葦のうれの足痛くわが背勤め

たぶべし(卷二、二二八)

右、中郎の足の疾に依りて、この歌を贈りて問訊ふ

そ。

なるほとに 佐保河を 朝川わたり 春日野を 背向
に見つつ あしひきの 山辺を指して くれくれと
隠りましぬれ 言はむすべ せむすべ知らに たもと
ほり ただ独りして 白栲の 衣手干さず 嘆きつつ
わが泣く涙 有間山 雲ゐたなびき 雨に降りきや

(卷三、四六〇)

反歌

留めぬ命にしあれば敷栲の家ゆは出でて雲隠りにき

(同、四六一)

右は、新羅国の尼、名を理願といふ。遠く王徳に
感じて聖朝に帰化す。時に大納言大將軍大伴卿の
家に寄住して、既に數紀を遯たり。ここに天下
七年乙亥を以ちて、忽に運病に沈みて、既に泉界
に趣く。ここに大家石川命婦、餌菓の事に依りて
有間の温泉に往きて、この喪に会はず。ただ、郎
女独り留りて屍柩を葬送すること既に訖りぬ。よ
りてこの歌を作りて温泉に贈り入る。

⑩ 大伴坂上郎女の歌二首

石川郎女伝承像について

相見ぬはいく久さにもあらなくにここだくわれは恋ひ
つつもあるか (卷四、六六六)

恋ひ恋ひて逢ひたるものを月しあれば夜は隠るらむし
ましはあり待て (同、六六七)

右、大伴坂上郎女の母石川内命婦と、安倍朝臣蟲満
の母安曇外命婦とは、同居の姉妹、同氣の親そ。
これによりて郎女と蟲満と、相見ること疎からず、
相談ふこと既に密なり。聊か戯れの歌を作りて問答
をなすそ。

⑪ 冬の日に鞆負の御井に幸しし時に、内命婦石川朝臣
の、詔に應へて雪を賦む歌一首 諱を昌婆といふ
松が枝の地に著くまで降る雪を見ずてや妹が籠り居る
らむ (卷二十、四四三九)

時に水主内親王、寢膳安からず。日を累ねて参り
たまはず。因りて此の日を以ちて、太上天皇の、
侍婦等に勅したまひしく、水主内親王に遣らむが
為に、雪を賦みて歌を作りて献れと宣り給へり。
ここに諸命婦等歌を作り堪へず。しかるに此の石

川命婦、独り此の歌を作りて奏しき。

右の件の四首は、上総国の大掾正六位上大原真人
今城伝へ誦みて爾云へり。年月詳らかならず

⑫ 大き海の水底深く思ひつつ裳引きならしし菅原の里
(同、四四九一)

右の一首は、藤原宿奈磨朝臣が妻石川女郎の、愛
薄らぎ離別せられ、悲しび恨みて作れる歌なり。

年月詳らかならず

以上の十二カ所に登場する石川女郎はすべて同一人物で
はなく、

- (1) 久米禅師と歌を贈答した石川女郎A
- (2) 大津皇子・草壁皇子・大伴田主・大伴宿奈麻呂と歌
を贈答した石川女郎B

C

- (4) 藤原宿奈麻呂の妻であった石川女郎D

のようにA B C Dそれぞれ別人の四人の石川女郎がいたの
だと一般には想定されているのですが、私見としてはすべ

て同一人物であると言えるようです。以下、そのことを十
二カ所の石川女郎を点検することによって証明してみまし
よう。

まず①の久米禅師と妻問いの贈答歌を往復存問した石川
女郎は、巻二、相聞部の近江大津宮御宇天皇代(六六二～
六七一年)の歌として収録されており、この贈答歌の次に
載せられる贈答歌(一〇一・一〇二番歌)が、大伴安麻呂
と巨勢女郎との妻問いの際の往復存問である点に注目して
みたい。この大伴安麻呂と巨勢女郎との間に生れた大伴旅
人の出生は天智四年(六六五)であること注3からみれば、天
智三年以前のものと推定できるのです。だとすると、久米
禅師と石川女郎との贈答歌も同じく天智三年以前のものと
推定できます。とすれば、天智三年(六六四)には石川郎
女の年齢は通婚適齢期——戸令の規定に従えば十三歳以上
にあったことを語っていることになりました。そこで試算と
して、この年、天智三年に十三歳と仮定すれば、その出生は
孝徳天皇の白雉三年(六五二)ということになります。②③
の大津皇子が死歿した朱鳥元年(六八六)には三十五歳で
あり、この年には⑧⑨⑩⑪の大伴安麻呂と通婚して坂上郎

女を生んでゐるのであります。⑨の天平七年（七三五）には八十四歳の高齢で病身であつたようです。ところで問題となるのは⑩の場合です。藤原宿奈麻呂は宝龜八年（七七七）六十二歳で歿していること注5からみて、その出生は靈龜二年（七二六）となり、その年、石川郎女は六十五歳でありますから、このふたりの間に妻と呼ばれる期間を想定することができるとすれば、宿奈麻呂が十代後半の少年期、石川郎女八十歳の老女——姫・邑婆——の頃ということになるのですが、一概にありえないことと否定することもできないでしょう。たとえば、老いらくの恋、あるいは思春期の少年に成年戒のための性教育や恋愛指南の役を担つていた氏の宿老格の位置——邑婆・姫・大家、別に命婦とも呼ぶ——にあつたとも推定できるのです。それは「邑婆（四四三九題詞脚注）」・「姫（二一九）」・「大家（四六一左注・五一八題詞脚注）」・「命婦（四六一左注・六六七左注・四四三九題詞および左注）」と書かれた例からみて当然なことだと言えるようです。

「大家」とは「大刀自」のことで、「刀自」は倭名抄に、

石川郎女伝承像について

負 劉向列女伝云古語老母為負。〈中略〉

今案俗人謂老女爲負字從目也今訛以負自歟今案和名度之

とあつて、「老母」・「老女」を意味する「負」という中国の字を俗に二字に分解して刀自と用いたとしています。石川郎女が「大家」と注記されたのは天平七年（七三五）であり、「諱を邑婆といふ」という注記は勝宝七年（七五五）に伝誦された元明朝（七〇七～七一五）の歌に付記されたものであるから、元明朝の時点（五十六歳～六十四歳まで）で「邑婆」と呼ばれたのは当然でしょう。

ところで、石川郎女というひとりの女性の生涯を大きく拘束した「氏女」・「命婦」なる宮人の称は、單純に諸氏の女性とだけではすまされない問題を孕んでいるのです。

三

さて、「氏女」という制度がはじめて登場するのは、武天皇の八年（六七九）八月一日のことのようです。日本書紀天武天皇の同日の条に、

詔して曰はく、「諸氏、女人を貢れ」とのたまふ。

とあつて、養老後宮職員令には、

凡諸氏、氏別貢レ女。皆限ニ年卅以下、十三以上。雖レ非ニ氏名ニ欲ニ自進仕者聴。其貢ニ采女ニ者。郡少領以上姉妹及女。形容端正者。皆申ニ中務省ニ奏聞。

と規定されており、その義解や集解によれば、

古記云、其氏女謂ニ京畿内ニ也。自進事。謂レ不限ニ内外也。穴云、氏謂ニ石川氏一人、紀氏一人ニ之類是也。

謂氏別貢ニ一人ニ之外。別欲ニ進仕ニ也。

凡件女者。氏之長者。択ニ氏中端正女ニ貢之。其十三已上之徒。心神易レ移。進退未レ定。宜レ採ニ女年卅已上卅已下。時無レ夫者。或貢後適レ人。必令レ貢替。

とあつて、その概要を知ることができます。つまり、京畿内に本貫（原籍）をもつ名家（姓、朝臣・宿禰を称する貴族階層の氏族）から、年十三以上、三十以下（場合によっては四十以下）の端正（美しい）な女性を一氏一女あて常

に貢上出仕させ、後宮の諸司に奉仕し、女孀・采女に欠員がある時の補充の女官であつたようです。

「命婦」は、中務省職員令の義解によれば、内命婦と外命婦の別があり、

謂。婦人帯ニ五位以上。曰ニ内命婦ニ也。五位以上妻。

曰ニ外命婦ニ也。

とあつて、自ら五位以上の位階をもつ婦人を内命婦といひ、五位以上の位階をもつ官人の妻を外命婦といつたようですが、なお、皇族出身の女王でも、

其五世者。自入ニ命婦宮人之例ニ。

とあつて、五世以下の女王は命婦の扱いを受けたことがわかります。そして、後宮職員令によれば、命婦には特定の職掌はないが、朝参などの儀式には参加する定めになっていますが、別に、宮人で老年になつた者が宮人の監督の地位に立つから「ひめとね」と言い、「命婦」の字を当てるようになったとも言われており、後宮職員令によれば、

妃二員 右四品以上

夫人三員 右三位以上
 嬪四員 右五位以上

と定められていることからみて、命婦は宮人ではありませんが、嬪および夫人に相当あるいは準ずる資格を持つ待遇を受けていたものと推定してもよいようです。内命婦であった石川郎女は「女郎」あるいは「郎女」と表記されていますが、「娘子」と書かれた例は見当たらないのです。万葉集における「郎女・女郎」と「娘子」の表記された例からみて、「娘子」は畿外の氏の女および京畿内の氏名のないものからの自進の女孀階層の女官であって、「郎女・女郎」

	氏女	天武新姓 のうち	統5年上 持の墓氏 進族
1	安倍郎女	朝臣	○
2	石川郎女	朝臣	○
3	大伴郎女	宿禰	○
4	大神郎女	朝臣	○
5	笠郎女	朝臣	×
6	紀郎女	朝臣	○
7	久米郎女	朝臣	×
8	巨勢郎女	朝臣	○
9	中臣郎女	朝臣	×
10	藤原郎女	(朝臣)	○
11	平群郎女	朝臣	○

<注>藤原氏は天武13年の賜姓記事に見えないが、天武14年9月に朝臣とある記事によった。

は中央貴族の出身の氏女の階層の女官であったようです。ちなみに、万葉集中の郎女(女郎)と表記された女性の氏名を、天武十三年(六八四)十月に制定された「八色の姓」の賜姓記事および持統五年(六九一)八月に十八氏に祖先の墓記を上進させた記事に見える有力氏族との対照を点検してみますと上の表のようになります。

宿禰姓の大伴一氏を例外として他のいずれも姓「朝臣」の高級貴族の名家であることがわかります。そうした高級貴族出身の郎女(女郎)に対して「娘子」あるいは「娘」「女」とあるものは、

縣犬養娘子・安都扉娘子・粟田娘子・池田広津娘子・
 出雲娘子・大宅女・河内百枝娘子・巫部麻蘇娘子・車
 持氏娘子・尺度氏娘子・丹波大女娘子・舎人娘子・長
 忌寸娘・土形娘子・日置長枝娘子・依羅娘子

の十六氏で、縣犬養氏を例外として、いずれも地方豪族か下級貴族以下の氏族であって、おそらく、「采女」か「女孀」ていどの女官であったことがわかります。

ところで、古事記における用法の上では「郎女(女郎)」「は「イラツメ」と訓み、すぐれた男子を「郎子」と表記し

たのに対応させて才幹・身分ある「お嬢さま・お姫さま」を「郎女」と表記したと言われていますが、また、

四

皇女名の記載されるのは、開化・崇神の御代からである。そして古い時代は「比売命」、それから「郎女」となり、「王」を用ゐて表すのは時代的に最も新しいところであることが注目される。

という指摘注9のあることから考え合せても、「郎女」と呼称表記される女性は、その出身自体、家柄が高く、氏女として出仕後の身分・地位（官位）は五位の命婦の待遇を受けたものと見てまちがいはないでしょう。

ところで、石川郎女は、記紀および新撰姓氏録などの記録から類推すれば、遠祖武内宿禰の子、蘇我石川宿禰より始まり、孝徳朝の右大臣、蘇我山田石川麻呂の弟で天智朝の大臣、蘇我連子の子の少納言小花下石川朝臣安麻呂の流れに属する女性であったと思われる。「ここで興味を惹く事実は、例の「ねたみの妻」で有名な磐姫皇后が同じく武内宿禰の系統であることですが、この点はいずれ言及したい。」

さて、氏女石川郎女にかかわる歌はすべて恋の物語を背景として享受され、それ自体、歌物語的に構成されたものであったことを認めることができるようです。それら十二カ所に見られるたいそう多彩な人間関係を示している歌々は、その背景が熟知されていることを前提として、宮廷社会——女帝の後宮——に提供されたものにちがいないと言えるようです。女帝時代注9——持統・元明・元正——の後宮の女性たち一般に共通した、あるあぶなっかしい不幸な恋の物語の典型なのであって、女帝中心の宮廷にこうした種類の相聞・恋物語への偏好があったことはすでに指摘注10されてもいるのです。

人間が不幸であるということ、その不幸を意識していることとは同じではないでしょう。どんなに不幸であっても、それを心にうけとめ自省しなければ、不幸の意識は生まれずです。万葉時代の貴族の女たちは、たんに制度上不幸であっただけではなく、すでに、不幸の意識をもちはじめていたのです。ですから、当時の多くの宮人たち

——女孀・采女・命婦——にかかわる歌や物語の伝承は、この不幸の自意識を基盤として、生み出されたのだということを読みとらねばならないのです。つまり、万葉時代の特色は一夫多妻または一妻多夫という一見、自由さの中でも、男権夫権が強化されていく男性化社会への過程で、男の好色行為が、女の側の不幸として知性ある女性たちによって意識されはじめた点にあるといえます。そこから逆に、石川郎女のような多情奔放な生き方をする女が生み出されたと見ることができるとは、それとても——石川郎女の場合でも——女の不幸に身をまかせることでそう言ったと言えるのです。つまり、氏姓制の残留する律令社会における氏女であることの定められた不幸であったわけであり、

ところで、「相聞」とは、一般的に言って、男女の恋情の交換で、「往復存問」の意であって、それらは「妻問い婚・通い婚」——それは結婚と呼ぶべきものではなく、恋愛とも呼ぶべき性格のもの——を背景として生み出されていることも周知のことであり、^{注11}ことに万葉集における相聞歌は「個人主義的な貴族社会における個人と個人との間で贈答される歌」^{注12}であって、そこには、

石川郎女伝承像について

「自意識の作用を超越して対象に惹かれていつてしまう心情」を「恋」と規定したので対して、「愛」を、かりに、「自己と対象との間に一定の距離を置き対象の特質を人間的に認識する心情」と規定するならば、いわば、「恋」の文学の大河とも称すべき「相聞」には、「愛」の文学を指摘することはたいへんにむずかしい。

とも言われている^{注13}のですが、石川郎女の歌物語にかぎって——ということとはつまり、氏女・命婦という特殊な身分と教養を保有した女性たちということから——見れば、「愛」の文学をそこに読みとることは可能でしょう。たとえば、②は、皇子と氏女といった身分上の大きな差のある間柄に贈答されたものでありながら、お互い対等の意識関係・力関係にあることは、一つの個性に対する別の個性による応酬であることを証しているのです。郎女は歌の世界——いや、恋の世界といいかえるべきであるが——においては、贈答の対象が皇子であること、それも草壁皇太子と皇位継

承を争うほどの危険人物であることも十二分に承知した上で、ある防禦的優位に立とうとしている歌いぶりがみられ、いっそう個性的な知的なものとなっていることがわかるのです。

また、万葉集における相聞贈答歌は、はじめはその当事者個人のその時その場の恋情表白のための一回かぎりのものとして生まれ作品化したものですが、その作品はその後、その作者の手をはなれてその享受者および享受の歴史において、その時その場の要請に応じて問答歌・誘い歌・ふざけ歌などの型をとって、その時その場の共有感情の代弁として復活再生されるものとしての機能をも持たせられていたものですから、そこで、③④⑤⑥などが挿入されることとなったでしょう。そうして、一見、多彩な男性遍歴は一転して不幸なひとりの氏女の恋物語として伝承享受されることとなったのでしょう。

石川郎女にかかわる贈答歌には、すべて、妻問いをめぐっての男女の両者のかけひきとでもいふべき性格があらわであり、そうした一見、攻撃的拒否的な表現のなかに、お互いの愛の恋情が交換されるといった構成になっているこ

とを読みとることができましょう。そして、このような物語的連作の編者ないし演出者は、この場合、石川郎女あるいはその娘である坂上郎女ではなかったかと思われるのです。大津・草壁の妻争いの当事者であり、また、久米禪師・大伴田主・大伴宿奈麻呂との交渉があり、またさらに、大伴安麻呂の妻となり坂上郎女を生んでいるといった多彩な男性遍歴の持ち主である石川郎女は、「遊行女婦也^{注14}」とされたり、あるいは、「極めて巧妙なる技巧と、浮気っぽき心情とを兼具せし作家^{注15}」なども評されるような「遊行^{ちやうか}女婦^{れめ}」的側面をもった女性が、情詩（史）のヒロインを演ずると同時にその作者でもあったということはたしかであります。石川郎女はおそらく、自己の恋愛体験——数奇な男性遍歴——を自己被虐的に諧謔味を加えて脚色し、宮廷——後宮の女官たち——の享受に提供したのであって、それはまさにひとつの氏女・命婦の不幸な生きざまを歌いあげ語りつづけることでもあったわけであります。またさらに、このような氏女石川郎女にかかわる歌物語を伝誦（伝承）したのは、石川郎女と大伴安麻呂との間の子供で、蘇我石川氏と大伴氏との血脈および文学的伝統を正統にう

けついで大伴坂上郎女であったようです。

坂上郎女は十五歳頃に、壮齡の穗積皇子に嫁し、その後、異母兄の大伴宿奈麻呂と結婚し、その宿奈麻呂の地方官赴任中に藤原麻呂から求愛されたが、宿奈麻呂の死後、大宰府の異母兄旅人のもとへ下る。その旅人も天平三年（七三一）に薨じてしまふといったように、その生涯はあまりにも母の石川郎女に酷似しており、愛の不幸が目立ちすぎるのです。坂上郎女の最終作歌の年代は天平勝宝二年（七五〇）ですが、この間に、坂上郎女は内命婦であったかは確証がありませんけれども、すくなくとも、

① 十一年己卯、天皇高円たかまどの野に遊獵あそびし給ひし時に、小獸都里せうとの中に泄走せうそうす。ここに適勇士たまたまに値ひて生きながら獲えらえたり。即ち此の獸を以ちて御在所おんましますところに献上たたまうるに副そふる歌一首 獸の名は、俗よにむぎさびといふ大夫の高円山たかまどやまに迫せめれば里さとに下りける麴鼠むぎねをこれ

（巻六、一〇二八）

右の一首は、大伴坂上郎女の作なり。但し、奏を經ぬに小獸死し斃たふれぬ。これに因りて歌を獻るこ

石川郎女伝承像について

とを停とどむ。

② 天皇に獻る歌一首

大伴坂上郎女、佐保の宅たくわにありて作る

あしひきの山にしをれば風流みやびなみわがする事ことをとがめたまふな

（巻四、七二一）

③ 天皇に獻る歌二首

大伴坂上郎女、春日の里さとにありて作る

にほ鳥とりの潜かづく池水情いこころあらば君にわが恋ふる情示さね

（巻四、七二五）

外よまにゐて恋ひつつあらずは君が家の池に住むとふ鴨かもにあらましを

（同、七二六）

といった歌のありようから判断して、大伴外命婦であったと言えるでしょう。ちなみに、万葉集に「命婦」と明記された人物を探してみると、石川郎女のほかに、

① 安曇外命婦（六六七左注）

② 縣犬養命婦（縣犬養三千代）（四二三五）

③ 命婦（内侍）佐佐貴山君（四二六八）

④ 薩妙觀命婦（四四五六・四四三八）

の四人を見ることができます。「③④」のふたりは共に百濟系帰化氏族出身であつて、石川氏が蘇我氏の流れを汲む古

い帰化系氏族であることと符号する興味ある事実をも発見できるが、今回は省略しよう。」

五

以上大雑把ではありますが、万葉集における歌物語の主たる担い手に「氏女・命婦」を想定する意義を指摘することができのです。いずれあらためて詳論してみたいと思いますので、大方のご教示をお願いします。

- 注1 拙稿「相聞の担い手——采女の場合——」(『解釈と鑑賞』四五五号)・「磐姫皇后伝承像について——記紀と万葉における相違——」(『大妻国文』一号)
- 注2 正宗敦夫・森本治吉共編『万葉集大辞典』行・久松潜一『万葉集辞典』(アテネ文庫)など。
- 注3 拙稿「旅人と遠の朝廷」(『上代文学会編』万葉集の時代と文化)所収)
- 注4 久米常民「大伴坂上郎女」(『和歌文学会編』和歌文学講座第五卷)所収)
- 注5 葦伝(『続日本紀』卷三十四、光仁天皇、宝龜八年九月丙寅条)による。
- 注6 折口信夫「宮廷饗礼の民俗学的考察」(『折口信夫全集』第十六卷)所収)
- 注7 神田秀夫「『媛女』と『郎女』」(『国語と国文学』昭和二十

七年六月号。のち『古事記の構造』に所収)

- 注8 三谷栄一「古事記と海人族の伝承——稗田阿礼をめぐって——」(『国学院雑誌』第五十八卷第八号。のち『日本文学の民俗学的研究』に所収)

注9 上田正昭「日本の女帝——古代日本の光と影——」

注10 伊藤博『万葉集相聞の世界』および拙稿「但馬皇女と穂積皇子」(『有精堂版』万葉集講座第五卷)所収)

注11 高群逸枝『招婚の研究』・『日本婚姻史』

注12 土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』

注13 伊藤博「恋と愛」(『解釈と鑑賞』四五五号)

注14 橘守部『万葉集検縮手別記』

注15 沢瀧久孝・森本治吉共著『作者類別年代順万葉集』

付記 この小稿は、昭和四十九年七月六日、大妻女子大学国文学会第十一回例会においてお話ししたものを加筆修正したものであることをお断りしておきます。